

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

〔令和 7 年 4 月 1 日〕

社会福祉法人新座市社会福祉協議会

本事業所は介護保険の指定を受けています。
(事業所番号 1 1 7 5 1 0 0 0 3 9)

本事業所は、契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上注意していただきたいことを次のとおり説明します。

☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- 契約者の心身の状況や契約者とその家族等の希望を伺って、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- 契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者と契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※ 本サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1	事業者の概要.....	2
2	事業所の概要.....	2
3	事業実施地域及び営業時間.....	2
4	職員の体制.....	2
5	本事業所が提供するサービスと利用料金.....	3
6	サービスの利用に関する留意事項.....	6
7	秘密の保持.....	7
8	事故発生時の対応.....	7
9	苦情の受付.....	7
10	当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護・地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。.....	8

1 事業者の概要

- (1) 法人名 社会福祉法人 新座市社会福祉協議会
- (2) 法人所在地 埼玉県新座市野火止一丁目9番63号（新座市役所第三庁舎内）
- (3) 電話番号 048-480-5705
- (4) 代表者氏名 会長 高野光雄
- (5) 設立年月 昭和49年11月27日

2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
事業所番号1175100039
- (2) 事業の目的 契約者に対し介護保険法令の趣旨に従って、居宅サービス計画の作成し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業所との連絡調整その他の便宜を図ります。
- (3) 事業所の名称 社会福祉法人新座市社会福祉協議会居宅介護支援事業所
- (4) 事業所の所在地 埼玉県新座市野火止一丁目9番63号（新座市役所第三庁舎内）
- (5) 電話番号 048-480-5766（24時間連絡可能）
- (6) 管理者（主任介護支援専門員兼務）氏名 大槻 弘美
- (7) 運営の概要
要介護者等の心身の特性を踏まえて、その能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう援助を行います。事業の実施に当たっては、契約者の自らの選択に基づき関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携のもと、総合的なサービスの提供に努めます。
- (8) 指定年月日 平成11年8月4日

3 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 新座市
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 ただし、12月29日から1月3日まで及び祝祭日を除く。
営業時間	午前9時00分～午後5時00分
連絡体制	電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取ります。

4 職員の体制

本事業所では、契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、次の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1 管理者（主任介護支援専門員兼務）	1		1	1	管理業務 居宅介護支援業務
2 介護支援専門員	3		2.5	2.5	居宅介護支援業務

※ 常勤換算：職員それぞれの週当たりの勤務延べ時間数の総数を本事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 35 時間）で除した数です。

（例） 週 7 時間勤務の介護支援専門員が 5 名いる場合、常勤換算では、1 名（7 時間× 5 名÷ 35 時間＝ 1 名）となります。

5 本事業所が提供するサービスと利用料金

本事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

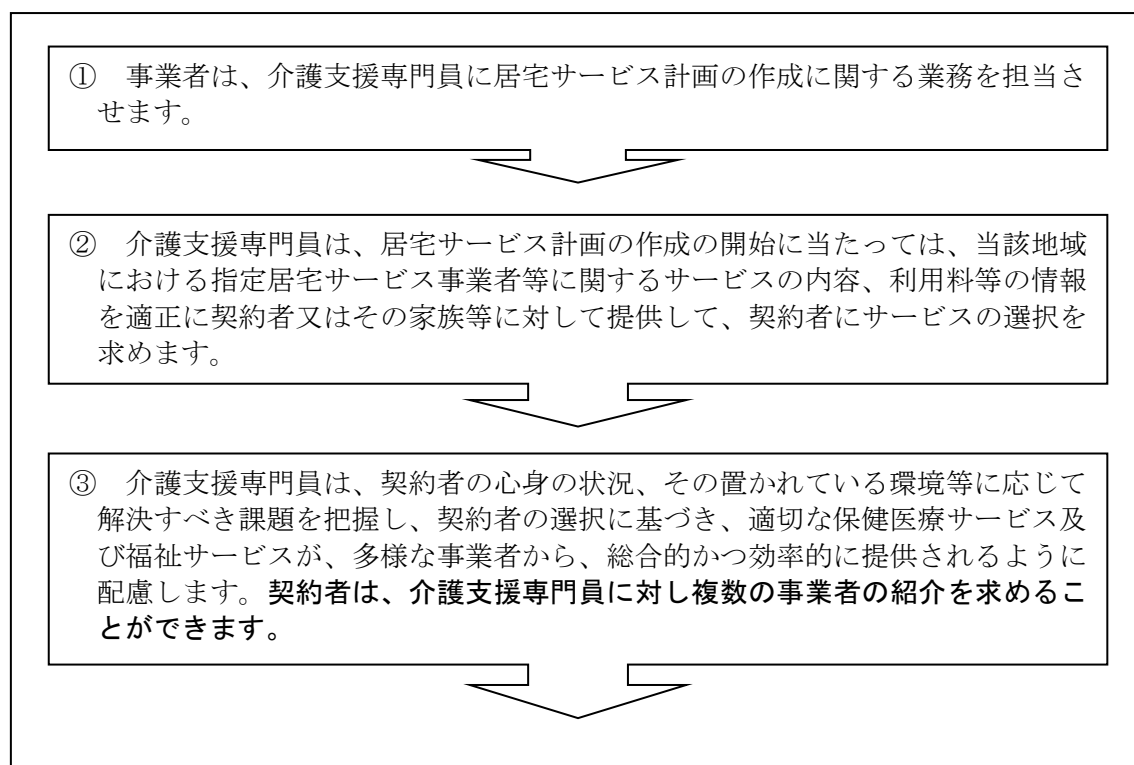
本事業所が提供するサービスについては、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、契約者の利用料負担はありません。

(1) サービスの内容

① 居宅サービス計画の作成

契約者の家庭を訪問し、契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握した上で、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮し、居宅サービス計画を作成します。

〈居宅サービス計画の作成の流れ〉



④ 介護支援専門員は、③の解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、契約者の居宅を訪問し、契約者及びその家族に面接して行います。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を契約者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得られるようにします。

⑤ 介護支援専門員は、④のアセスメントの結果に基づき、契約者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。契約者は、介護支援専門員に対し当該サービスを提供する事業者を計画に位置付けた理由を求めることができます。

⑥ 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が、居宅サービス計画の作成のために、契約者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集して行う会議をいう。）の開催により、契約者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとし、ただし、契約者（末期の悪性腫瘍患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師の意見を勘案して必要と認める場合その他やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとし、

⑦ 介護支援専門員は、⑥で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、利用料等について契約者及びその家族等に対して説明し、文書により契約者の同意を得た上で居宅サービス計画として契約者及び担当者に交付するものとし、

② 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ 契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、少なくとも月に1回、契約者の居宅を訪問し、契約者と面接するとともに、少なくとも月に1回、居宅サービス計画の実施状況を把握し、その結果を記録します。
- ・ 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ 契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③ 居宅サービス計画の変更

- ・ 契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④ 介護保険施設への紹介

契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は契約者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

(2) サービスの利用料金

- ・ 事業者の提供する居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、契約者の自己負担はありません。ただし、契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、次のサービス利用料金の全額をいったん支払ってください。
- ・ サービスの利用料金は、1月ごとに計算し、サービスを利用した月の翌月15日までに請求しますので、同月27日までに次のいずれかの方法で支払ってください。

- | |
|--------------------------|
| ○ 指定口座への振込み |
| ○ 株式会社ゆうちょ銀行口座からの自動引き落とし |

【居宅介護支援費】

居宅介護支援費（Ⅰ）		単位数 (1単位10.70円)	利用料
居宅介護支援費 i (取扱件数40件未満)	要介護 1・2	1,086	11,620円
	要介護 3・4・5	1,411	15,097円
居宅介護支援費 ii (取扱件数40件以上60件未満)	要介護 1・2	544	5,820円
	要介護 3・4・5	704	7,532円
居宅介護支援費 iii (取扱件数60件以上)	要介護 1・2	326	3,488円
	要介護 3・4・5	410	4,387円

居宅介護支援費（Ⅱ）		単位数 (1単位10.70円)	利用料
居宅介護支援費 i (取扱件数40件未満)	要介護 1・2	1,086	11,620円
	要介護 3・4・5	1,411	15,097円
居宅介護支援費 ii (取扱件数40件以上60件未満)	要介護 1・2	527	5,638円
	要介護 3・4・5	683	7,308円
居宅介護支援費 iii (取扱件数60件以上)	要介護 1・2	316	3,381円
	要介護 3・4・5	410	4,387円

【その他加算】

		単位数 (1単位10.70円)	利用料
初回加算	1月につき	300	3,210円
入院時情報連携加算（Ⅰ）	1月につき	250	2,675円
入院時情報連携加算（Ⅱ）		200	2,140円
退院・退所加算（Ⅰ）イ	入院・入所期間中 1回を限度	450	4,815円
退院・退所加算（Ⅰ）ロ		600	6,420円
退院・退所加算（Ⅱ）イ		600	6,420円
退院・退所加算（Ⅱ）ロ		750	8,025円
退院・退所加算（Ⅲ）		900	9,630円
通院時情報連携加算	1月につき	50	535円
緊急時等居宅カンファレンス加算	1月に2回を限度	200	2,140円
ターミナルケアマネジメント加算	死亡日及び死亡日 前14日以内に2 日以上在宅の訪問 等を行った場合	400	4,280円
特定事業所加算（Ⅰ）	1月につき	519	5,553円
特定事業所加算（Ⅱ）	1月につき	421	4,504円
特定事業所加算（Ⅲ）	1月につき	323	3,456円
特定事業所加算（A）	1月につき	114	1,219円
特定事業所医療介護連携加算	1月につき	125	1,337円

※居宅介護支援費（Ⅰ）については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45件以上である場合、45件以上60件未満の部分については（ii）を、60件以上の部分については（iii）を算定する。

※居宅介護支援費（Ⅱ）については、公益社団法人国民健康保険中央会が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムの利用及び事務職員の配置を行っている場合に算定する。なお、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が50件以上である場合、50件以上60件未満の部分については（ii）を、60件以上の部分については（iii）を算定する。

6 サービスの利用に関する留意事項

(1) サービスの提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替

① 契約者からの交替の申出

介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対し介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

② 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

7 秘密の保持

- (1) 事業者は、従業者に業務上知り得た契約者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。
- (2) 契約者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で契約者の個人情報を用いません。また、契約者の家族等の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で契約者等の家族の個人情報を用いません。
- (3) 契約者又はその家族等の個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」、厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「社会福祉法人新座市社会福祉協議会個人情報保護要綱」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

8 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、契約者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

なお、本事業者は、次の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：社会福祉法人全国社会福祉協議会 保 険 名：福祉サービス総合保障

9 苦情の受付

(1) 苦情の受付及びサービス利用等の相談

サービスに対する苦情や意見、利用料の支払や手続などサービス利用に関する相談、契約者の記録等の情報開示の請求は、次の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情相談窓口（担当者）

在宅支援係長 新野 雅俊

受付時間 毎週月曜日～金曜日 午前9時00分～午後5時00分

○ 苦情解決責任者 [事務局長] 竹之下 力

[生活支援課長] 新野 雅俊

(2) 第三者委員

本事業所では、地域にお住まいの次の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対する意見などをいただいています。契約者は、本事業所への苦情や意見を第三者委員に相談することもできます。

名 前	連絡先（電話番号）
秋浦 良子	048-424-4120
佐藤 陽	048-260-7698
石田 由佳里	090-7211-9239

(3) 行政機関その他苦情受付機関

新座市介護保険課	所在地 新座市野火止一丁目1番1号 電話番号 048-424-5361・FAX 048-482-5882 受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
埼玉県国民健康保険団体 連合会 介護福祉課 苦情対応係	所在地 さいたま市中央区大字下落合1704番 (国保会館) 電話番号 048-824-2568・FAX 048-824-2561 受付時間 月～金曜日 午前8時30分～正午 午後1時～5時

10 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護・地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

埼玉県新座市野火止一丁目9番63号（新座市役所第三庁舎）
社会福祉法人新座市社会福祉協議会
会長 高 野 光 雄

社会福祉法人新座市社会福祉協議会居宅介護支援事業所

説明者職氏名 生活支援課

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

契約者住所

氏名

印

私は、契約者が事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、私が、契約者に代わって署名を代行いたします。

署名代行者住所

氏名

印

契約者との続柄

署名代行の理由（

）

〈重要事項説明書付属文書〉

1 サービス提供における事業者の義務

本事業所では、契約者に対してサービスを提供するに当たって、次のことを守ります。

- ① 契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から2年間保管するとともに、契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ② 契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他契約者から申出があった場合には、契約者に対し直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

2 サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、次のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、本事業所との契約は終了します。

- ① 契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定又は要支援認定により契約者の心身の状況が要支援又は非該当（自立）と判定された場合
- ③ 契約者が介護保険施設に入所した場合
- ④ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤ 本事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ 契約者から解約又は契約解除の申出があった場合（詳細は、次の(1)を参照してください。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は、次の(2)を参照してください。）

(1) 契約者からの解約・契約解除の申出

契約の有効期間であっても、契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書を提出してください。

ただし、次の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ② 事業者又は介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③ 事業者、介護支援専門員又は従業員が守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者又は介護支援専門員が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申出

次の事項に該当する場合には、本契約を解除することがあります。

- | |
|---|
| <p>① 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合</p> <p>② 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者若しくは他の契約者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合</p> |
|---|

〈重要事項説明書 別紙〉（１０関係：令和６年９月から令和７年２月末日）

- １ 前６か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護・地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護 ３１．１１％

通所介護・地域密着型通所介護 ６３．２３％

福祉用具貸与 ６８．６１％

- ２ 前６か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護・地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業所によって提供された者の割合

訪問介護	新座市社会福祉協議会ホームヘルプサービス ５０．９４％	埼玉ライフケア新座 ２２．９０％	ケアサービスのぞみ １５．４２％
通所介護 地域密着型通所介護	デイホームさわやか学舎 １３．３４％	コンパスウォーク新座栄 １１．２７％	新座ケアセンターそよ風 ７．５９％
福祉用具貸与	かくの木用品館福祉用具事業所 ３９．６２％	住まいるハート ２０．３４％	ふれあい広場 １０．３９％